

標準報酬制に移行しました ④

平成27年10月からの標準報酬制移行に伴い、任意継続掛金についても標準報酬の月額を基に計算します。
 平成27年12月号の共済だより21ページで任意継続組合員制度の概要についてお知らせしましたが、今月は平成28年度の任意継続掛金の計算方法について計算例を使って説明します。

【計算例】

- 平成28年4月1日任意継続組合員の資格取得、退職時の標準報酬の月額500,000円
- 組合員期間が15年以上で、かつ退職時の年齢が55歳以上で退職に該当

1 任意継続組合員の標準報酬の月額

次のいずれか低い標準報酬の月額に掛金率を乗じて算出します。

退職時の標準報酬の月額	500,000円 (A) (第21級)
組合員期間が15年以上で、退職時の年齢が55歳以上で初めての退職の場合 A - (A × 退職時割り落とし率 30/100) = 350,000円	360,000円 (B) (※1)
前年度1月1日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額(※2) (平成28年1月1日の標準報酬の月額は第23級410,000円)	(第23級) 410,000円 (C)
任意継続組合員の標準報酬の月額(掛金の基礎となる標準報酬の月額は、上記(A)(B)(C)のうちいずれか低い額)	360,000円 (D)

月	率
1	0.9967369
2	1.9902215
3	2.9804642
4	3.9674757
5	4.9512666
6	5.9318472
7	6.9092282
8	7.8834200
9	8.8544329
10	9.8222773
11	10.7869636
12	11.7485020

- ※1 (B)の額は、A - (A × 退職時割り落とし率)の式により求めた金額を標準報酬等級表に当てはめて得た標準報酬の月額です。
- ※2 標準報酬の月額の平均額における算出方法等が見直される予定となっており、金額等が変更になる場合があります。

2 任意継続掛金月額

任継掛金	360,000円 (D) × 任継掛金率89.60 / 1000	32,256円 (ア)
介護掛金	360,000円 (D) × 介護掛金率11.36 / 1000	4,089円 (イ) (※3)
合計の掛金額		36,345円

- ※ 40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険料も納付
- ※3 円未満切捨て

3 任意継続掛金納付額

「年一回」「年二回」「毎月」払いの3種類の払い込み方法がありますが、年一回、年二回払いは前納割引制度の対象(資格取得月の翌月分から割引)となりますので、払い込みについては「年払い」を是非ご利用ください。

毎月払い	任継掛金	平成28年4月分 ~ 平成29年3月分	32,256円(ア) × 12ヶ月	387,072円
	介護掛金	平成28年4月分 ~ 平成29年3月分	4,089円(イ) × 12ヶ月	49,068円
	合計の掛金額			436,140円
前納年二回払い	任継掛金	平成28年4月分	32,256円(ア) × 1ヶ月	32,256円
		平成28年5月分 ~ 平成28年9月分	32,256円(ア) × 4.9512666	159,708円(※4)
		平成28年10月分 ~ 平成29年3月分	32,256円(ア) × 5.9318472	191,338円(※4)
	計			383,302円
介護掛金	平成28年4月分	4,089円(イ) × 1ヶ月	4,089円	
	平成28年5月分 ~ 平成28年9月分	4,089円(イ) × 4.9512666	20,246円(※4)	
	平成28年10月分 ~ 平成29年3月分	4,089円(イ) × 5.9318472	24,255円(※4)	
計			48,590円	
合計の掛金額			431,892円	
前納年一回払い	任継掛金	平成28年4月分	32,256円(ア) × 1ヶ月	32,256円
		平成28年5月分 ~ 平成29年3月分	32,256円(ア) × 10.7869636	347,944円(※4)
	計			380,200円
	介護掛金	平成28年4月分	4,089円(イ) × 1ヶ月	4,089円
平成28年5月分 ~ 平成29年3月分		4,089円(イ) × 10.7869636	44,108円(※4)	
計			48,197円	
合計の掛金額			428,397円	

※4 円未満四捨五入